

5. 剰余金処分計算書（法定）

（単位：円）

2019年度		2020年度	
科 目		科 目	
1. 当期末処分剰余金	617,413,721	1. 当期末処分剰余金	991,502,185
2. 剰余金処分数額	139,297,747	2. 剰余金処分数額	331,616,727
（1）利益準備金	81,000,000	（1）利益準備金	95,000,000
（2）任意積立金	13,161,353	（2）任意積立金	146,580,680
事業基盤強化積立金	—	事業基盤強化積立金	100,000,000
農業振興基金積立金	—	農業振興基金積立金	27,400,000
税効果調整積立金	13,161,353	税効果調整積立金	19,180,060
（3）出資配当金	45,136,394	（3）出資配当金	90,036,667
普通出資に対する配当金	45,136,394	普通出資に対する配当金	90,036,667
3. 次期繰越剰余金	478,115,974	3. 次期繰越剰余金	659,885,458

2019年度（注）

- 普通出資に対する配当は年1.00%の割合です。
ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とします。
普通出資配当金については出資予約金へ振替し、出資1口（1,000円）に達した分は、出資金に振替させていただきます。
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は別表のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額21,000,000円が含まれています。

〈別表〉

種 類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残 高 (令和2年3月 31日現在)
事業基盤強化積立金	1.会計制度、会計基準の変更に伴う支出 2.以下の損失の発生もしくは支出に充てる為の積立金 ①有価証券の減損損失及び売却損 ②固定資産の減損損失 ③貸倒引当金繰入	800,000千円	会計制度、会計基準の変更に伴う支出、損失の発生もしくは支出に充てる為に積み立てる。	会計制度、会計基準の変更による支出、損失の発生・支出のいずれもが5千万円以上の場合に理事会の決議によって相当額を取り崩すことができる。	800,000千円
農業振興基金積立金	担い手・後継者支援のための費用に充当するため積み立てる。	400,000千円	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの農業振興支援対策事業に要する支出相当額を積み立てる。	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの助成支出を要したとき、費用相当額の範囲内で取り崩す。	357,500千円
施設整備積立金	施設の取得、既存施設の改修・解体等のために積み立てる。	200,000千円	施設の取得、既存施設の改修・解体等に要する支出が見込まれるため積み立てる。	施設の取得、既存施設の改修・解体等において2億円以上の支出を要したとき全額取り崩す。	200,000千円
農業関連施設建設積立金	農業関連施設の建設のために積み立てる。	300,000千円	農業関連施設の建設に要する支出が見込まれるため積み立てる。	農業関連施設の建設において1億円以上の支出を要したとき費用相当額を取り崩す。	150,000千円
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産の取崩の補填に備え、経営の健全性を確保することを目的とする。	繰延税金資産相当額	目的積立金計上額が繰延税金資産合計額に対し不足した場合に、その差額相当額を積み立てる。	繰延税金資産の回収可能性の見直しや税率変更等に伴ない、繰延税金資産合計額が減少した場合に、その差額相当額を取り崩す。	124,522千円
農林年金対策積立金	想定される農林年金制度完了に伴う一括費用処理に対応することを目的とする	560,000千円	想定される費用額に達するまで、平成30年まで積み立てる。ただし、当該事業年度の剰余金によりその積立額を変更することができるものとする。	農林年金の制度完了に伴う一括費用処理の必要性が生じた際に、全額取り崩す。	560,000千円

2020年度 (注)

1. 普通出資に対する配当は年2.00%の割合です。
ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とします。
普通出資配当金については出資予約金へ振替し、出資1口(1,000円)に達した分は、出資金に振替させていただきます。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は別表のとおりです。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額24,000,000円が含まれています。

〈別表〉

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和3年3月31日現在)
事業基盤強化積立金	1. 会計制度、会計基準の変更に伴う支出 2. 以下の損失の発生もしくは支出に充てる為の積立金 ①有価証券の減損損失及び売却損 ②固定資産の減損損失 ③貸倒引当金繰入	1,000,000千円	会計制度、会計基準の変更に伴う支出、損失の発生もしくは支出に充てる為に積み立てる。	会計制度、会計基準の変更による支出、損失の発生・支出のいずれもが5千万円以上の場合に理事会の決議によって相当額を取り崩すことができる。	800,000千円
農業振興基金積立金	担い手・後継者支援のための費用に充当するため積み立てる。	400,000千円	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの農業振興支援対策事業に要する支出相当額を積み立てる。	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの助成支出を要したとき、費用相当額の範囲内で取り崩す。	322,600千円
施設整備積立金	施設の取得、既存施設の改修・解体等のために積み立てる。	200,000千円	施設の取得、既存施設の改修・解体等に要する支出が見込まれるため積み立てる。	施設の取得、既存施設の改修・解体等において2億円以上の支出を要したとき全額取り崩す。	200,000千円
農業関連施設建設積立金	農業関連施設の建設のために積み立てる。	300,000千円	農業関連施設の建設に要する支出が見込まれるため積み立てる。	農業関連施設の建設において1億円以上の支出を要したとき費用相当額を取り崩す。	150,000千円
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産の取崩の補填に備え、経営の健全性を確保することを目的とする。	繰延税金資産相当額	目的積立金計上額が繰延税金資産合計額に対し不足した場合に、その差額相当額を積み立てる。	繰延税金資産の回収可能性の見直しや税率変更等に伴ない、繰延税金資産合計額が減少した場合に、その差額相当額を取り崩す。	137,684千円
農林年金対策積立金	想定される農林年金制度完了に伴う一括費用処理に対応することを目的とする。	560,000千円	想定される費用額に達するまで、平成30年まで積み立てる。ただし、当該事業年度の剰余金によりその積立額を変更することができるものとする。	農林年金の制度完了に伴う一括費用処理の必要性が生じた際に、全額取り崩す。	560,000千円

(注) 事業基盤強化積立金については、積立目標額を1,000,000千円に増額の上、積立を致します。